

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 51 期 2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで

2025 年 8 月 27 日作成

監査法人名 千葉第一監査法人

所在地 千葉市中央区栄町 42 番 11 号

代表者 田中昌夫

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1)目的

財務書類の監査又は証明の業務

財務書類の調製、財務に関する調査もしくは立案又は財務に関する相談の業務

(2)沿革

千葉県下に係わりが深く、長年県下に会計事務所を設け地域経済の発展と共に歩んできた公認会計士が集まり、経済活動や経済拡大にともないこれまでの経験を生かし 1975 年 4 月 1 日に当監査法人を設立いたしました。

なお、設立以後当会計年度末日までの間の名称変更、合併、目的の変更、主たる事務所の移転、主要な関係会社の設立等はありません。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当監査法人は、無限責任監査法人であります。

3. 業務の内容

(1)業務概要

当会計年度末は、前会計年度末に比し、金商法・会社法監査(大会社等)が 1 社減少し、学校法人監査が 5 社増加しました。その結果、監査証明業務の対象会社等は 49 社となりました。

(2)新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2025 年 6 月 30 日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	3 社	2 社
② 金 商 法 監 査	－	－
③ 会 社 法 監 査	7	1
④ 学 校 法 人 監 査	19	－
⑤ 労 働 組 合 監 査	3	－
⑥ そ の 他 の 法 定 監 査	9	－
⑦ そ の 他 の 任 意 監 査	8	－
計	49 社	3 社

(4) 非監査証明業務の状況

その他の会社等に対して、財務調査アドバイザー業務等を実施しました。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当監査法人は、千葉県を中心とした地元企業に対して、監査を中心に会計のプロフェッショナルとして品質の高いサービスを提供することにより、地域経済の発展に寄与することを経営理念としており、安定的成長と堅実的経営を調和させながら、監査品質の向上及び監査事務所の適正運営に力を注いでおります。

② 経営管理に関する措置

当監査法人は、社員会等を定期的に又は臨時的に開催し、統括代表社員が議長となり、経営上の重要事項及び監査の品質管理に関する事項等について、審議及び報告を行っており、社員の相互牽制を図り経営の実効性を確保するとともに、監査法人として適正な判断を行っております。

社員会議事録は、適時に作成されており、社員会での報告事項、審議事項、協議事

項の結論に相違がないことを確認しております。

③ 法令遵守に関する措置

当監査法人は、当監査法人及び専門要員が職業的専門家としての基準及び適用される法令を遵守するために、「監査の品質管理規程」、「インサイダー取引防止規程」及び関連するガイドライン等を定め、法令遵守の誓約書の徴求及びそのモニタリングを実施しております。

また、「監査ホットライン規程」を定め、法令違反・不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化ならびに監査業務および監査業務管理の品質向上を目指しております。

④ その他

当監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、独立性を有する第三者を選任しており、独立性を有する第三者からの経営及び組織運営に関するアドバイスを入手することとしております。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士(以下「専担者」という。)の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当監査法人は、専任の部門の設置ではなく専担者を選任しております。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

専担者は、上場会社等の監査業務チームの一員ではなく、独立性を確保しております。

(3) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

ア. 職業倫理

当監査法人は、当監査法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、「監査の品質管理規程」において、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

また、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、「監査の品質管理規程」及び「独立性のガイドライン」において、独立性の保持に関する方針及び手続を定めております。

なお、職業倫理に関する規定とは、公認会計士法・同施行令・同施行規則、日本公認会計士協会が公表する会則、倫理規則等から構成されます。

当監査法人は、毎年、定期的に社員及び職員から、「誓約書」及び「独立性確認書」

の提出を受けており、その結果、当監査法人、社員及び職員に独立性に問題がないことを確認しております。

職業倫理の規程が遵守されていないことが認識された場合には、日本公認会計士協会の倫理規則等に従って、違反の重要性の程度に応じて、監査報告書の発行に与える影響を評価し、対応策を協議することとしております。

イ. ローテーション

当監査法人は、「監査の品質管理規程」及び「担当者の長期間の関与に関するガイドライン」において、監査業務の主要な担当者の長期間の関与についての方針及び手続を定めております。

大会社等の監査業務については、職業倫理に関する規定で定める一定期間のローテーションを義務付けております。

ウ. 報酬依存度

当監査法人は、「報酬依存度に関するガイドライン」において、報酬依存度に関する方針及び手続を定めております。

なお、当監査法人には報酬依存度が15%を超える特定の会社等はありません。

② 業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人は、「監査の品質管理規程」において、関与先との契約の新規の締結又は更新の判断に関する方針及び手続を定めており、時間及び人的資源などの業務を実施するだけの適性及び能力、職業倫理に関する規定の遵守、関与先の誠実性ほか監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を勘案し、適切な監査業務が実施できるかを判断しております。

当監査法人は、監査責任者が、当監査法人の所定の手続に従い、利害関係の有無や監査上のリスク(不正リスクを含みます。)の程度についての評価などを行います。

また、契約の新規の締結及び更新の適切性に重要な疑義をもたらす情報を入手した場合には、統括代表社員及び社員会に、適宜、報告することとしております。

監査契約の新規の締結又は更新の可否の妥当性につき、新規の締結の場合は社員会、更新の場合は審査担当者により検討を実施し、判断しております。審査担当者が、結論に至らない等の場合は、社員会にて判断しております。

③ 業務を担当する社員その他の者の選任

監査責任者及び監査チームメンバーの選任は、社員のプロフィール及び人事評価の結果からその責務を果たす能力、適性、経験、不正に関する教育・訓練などを考慮して、監査責任者は社員会において、監査チームメンバーは社員会の承認を得て監査責任者が選任しております。

④人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬は、「社員評価規程」に基づき毎年実施する社員評価の結果を反映して決定しております。社員の評価項目は多岐にわたっており、2次評価まで実施され、必要に応じて社員会へ報告されるほか異議申立てもできることとなっております。

イ. 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当監査法人は、小規模な監査事務所のため、独自の研修プログラムはありません。しかしながら、年2回実施する全体研修会では、監査経験があり監査に関する必要な知識がある専門要員に対して、当監査法人の監査品質を向上させるための研修を実施しております。また、試験合格者の採用も行っておりますので、これらの者に対しては監査実務を中心とした積極的な指導(OJT)により能力開発を行っております。

なお、公認会計士については、日本公認会計士協会の CPD 制度を活用し、当監査法人の指定研修を受講させるとともに、履修必要単位数の取得状況を定期的に確認し必要に応じて注意喚起を実施しております。

ウ. その他

a. テクノロジー資源

- ・当監査法人は、テクノロジー資源として、事務所及び監査チームが利用するネットワーク機器及びアプリケーションシステム等を利用しており、貸与PC、通信端末、各種ユーザーアカウントについて個別管理を実施しております。

- ・当監査法人は、品質管理システムに関連する情報の漏えい・流出、紛失、不正・私的利用、改ざん等のリスクに対処するための情報セキュリティの方針として、情報セキュリティ関連規程を制定しております。

b. 知的資源

- ・当監査法人は、日本公認会計士協会が公表する監査に関する基準、実務指針、研究報告及びガイダンス等を参考として、監査ツールを更新し監査業務に利用しております。

⑤業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問合せ

当監査法人は、「監査の品質管理規程」及び「専門的な見解の問合せに関するガイドライン」により、監査責任者が、判断に困難が伴う重要な事項等について、審査担当者及び品質管理担当者に事前に相談し、必要あるときは、当監査法人内外の適切な

専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することとしております。

監査責任者は、専門的な見解の問い合わせを行った経過と結果を当監査法人の所定の手続に従い、監査調書として文書化することとしております。

イ. 監査上の判断の相違の解決

当監査法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間に監査上の判断の相違が生じた場合、社員会で検討し、監査法人としての意見を統一することとしております。

ウ. 監査証明業務に係る審査

a. 審査の方針及び手続

当監査法人は、原則として全ての監査業務について審査を行うこととし、「審査規程」により、審査担当者の適格性・客観性、審査の内容、実施時期及び範囲、審査の記録及び保存について定めております。

b. 審査担当者の選任

当監査法人は、審査担当者の選任に当たっては、審査担当者としての適格性及び客観性を有していることを検討することとしております。

c. 審査の内容、実施時期及び範囲

当監査法人の審査は、監査計画に係る審査(計画審査)と意見形成に係る審査(意見審査)があります。

計画審査は、期中の適切な時期に、意見審査は監査報告書の発行の前までに受けなければならないこととしております。

意見審査は、個別審査が必要と判断した場合は、監査報告書の発行前までの適切な段階で、審査担当者による個別審査を受けなければならないこととしております。期末監査に係る意見審査は、該当する審査項目に関連する監査調書と併せて審査を受けなければならないこととしております。

d. 審査の記録及び保存

監査責任者は、審査が終了した後、監査業務に係る審査に関する方針及び手続に従って、監査業務に係る審査の内容及び結論を、監査調書として記録及び保存しております。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当監査法人は、監査調書の改ざん行為は、適時な監査調書の作成、実施した監査手続及び入手した監査証拠の文書化並びに監査ファイルの最終的な整理について、監査人が遵守すべき事項を定める監査基準報告書 230「監査調書」等の要

求事項に違反する行為であることと認識しております。また当監査法人は、「監査の品質管理規程」及び「監査調書に関するガイドライン」により監査ファイルの最終的な整理及び保管に関する事項を定め、研修会等により専門要員に周知しております。

当監査法人は、監査ファイルの最終的な整理後に、監査調書を改ざんするなど不適切に修正又は追加することを防止するための仕組みとして、以下の事項を定めております。

- ・前年度の監査調書は、品質管理責任者の管理する監査調書ロッカーに施錠保管しております。
- ・品質管理責任者の許可を得て保管された監査調書を閲覧する場合であっても、品質管理責任者が物理的に監視できる状態であるのみ、閲覧を可能としております。
- ・前年度以前の監査調書は、監査調書保管箱に入れ、品質管理責任者が封印し、監査調書倉庫に保管しております。監査調書倉庫に移動した監査調書保管箱は、品質管理責任者の許可なく開封することは認めないこととしております。

なお、当監査法人は、2027年を目途に全ての監査業務の電子監査調書化を目指しております。

⑥業務に関する情報の収集及び伝達

ア. 情報と伝達に関する品質目標の設定

当監査法人は、情報と伝達に対して以下の品質管理目標を設定しております。

- ・情報システムが、内外の情報源を問わず、品質管理システムを支える、関連性の高い信頼性の高い情報を識別し、捕捉し、処理し、また維持するものであること。
- ・監査事務所の組織風土が、専門要員と監査事務所との間及び専門要員間で情報を交換する責任を認識させ強化するものであること。
- ・監査チームを含む監査事務所全体で関連性のある信頼性の高い情報を、監査事務所、専門要員及び監査チームで交換されること。
- ・関連性及び信頼性の高い情報が外部の者にも伝達されること。

イ. 監査事務所内外から情報を適切に収集し、活用するための方針又は手続の設定及び当該方針又は手続の遵守

当監査法人は、全社員・職員との情報伝達手段としてクラウドストレージを利用しております。クラウドストレージの利用は、適切な運用基本方針及び運用細則のもと実施しております。

監査事務所内外から得た情報は、その該当する分野及び内容を検討した上で、職階・役割に応じて共有し、活用しております。

ウ. 監査役等との品質管理システムに関する協議に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続の設定

監査責任者は、当監査法人の品質管理システムの整備・運用状況について、定期的又は適時に監査役等とのコミュニケーションを実施しております。また、伝達手段として、外部によるレビュー結果も含めて書面による提出を実施しております。

エ. 必要に応じて実施する監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報の提供に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続の設定

当監査法人は、必要に応じて監査事務所の外部の者に対して品質管理システムに関する情報を提供する際は、職業的な専門家として、十分な注意を払い実施することとしております。

オ. 品質管理システムの状況等について、監査報告の利用者が適切に評価できるような十分な透明性の確保

当監査法人の品質管理システムの状況等は、当監査法人のウェブサイトにて公開しております。また、日本公認会計士協会の登録上場会社等監査人情報により確認できます。

⑦ 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われていることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継についての方針及び手続を定めております。

品質管理責任者は、監査業務の引継が当監査法人の方針及び手続に準拠して行われているかどうかを確認しております。

監査責任者は、不正リスク対応基準が適用となる監査業務について、監査チームが実施した引継の状況を品質管理責任者に報告しなければならないこととしております。

⑧ ①から⑦までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

ア. 品質管理システムの最高責任者

当監査法人は、品質管理システムの最高責任者として統括代表社員を選任しております。統括代表社員は、当監査法人の最高責任者であり、品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任を負うものであります。

イ. 品質管理システムの整備及び運用に関する責任者並びにモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者

当監査法人は、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者並びにモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者として品質管理責任者を選任しております。また、品質管理責任者は、代表社員であり、最高経営責任者及び社員会に対して直接報告することとなっております。

⑨ ①から⑧までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象(以下「リスク」という。)の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当監査法人は、①から⑧までに掲げる品質管理システムの事項に関連して、品質目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象が発生した場合、当該リスクの識別及び評価を実施し、状況に対応した措置を講ずることとしております。

⑩ ①から⑧までに掲げる事項についての実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)及び当該モニタリングを踏まえた改善

当監査法人は、「監査の品質管理規程」により品質管理システムの整備及び運用について、関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供し、不備が適時に改善されるように、識別された不備に対応する適切な措置を講じるため、モニタリング及び改善プロセスを定めております。

当監査法人は、①から⑧までに掲げる品質管理システムの事項についてモニタリングを実施し、発見事項を評価し、不備が存在するかどうかを判断します。識別された不備は、根本原因を調査し、品質管理システムに及ぼす影響を評価し、不備の重大性と広範性に関して評価します。また、識別された不備に対処するための是正措置を最高経営責任者及び品質管理責任者へ報告することとしております。

⑪ 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士の選任の状況

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人には、特定社員はおりません。また、監査業務の執行に際し、担当社員

以外の者が不当な影響を及ぼすことのないよう、適切な品質管理のシステムの整備及び運用を行っております。

- (5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による調査（品質管理レビュー））を受けた年月

品質管理レビュー（通常レビュー） 2024 年 2 月

- (6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当監査法人の統括代表社員は、社員会及び品質管理会議に出席し、品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置の報告を受け、それらが適正であることを確認しております。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じて報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
7人	—	7人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員総会	当監査法人の最高意思決定機関	7人	—	7人
定例社員会	業務の執行の適正を確保する為の協議決定機関	7人	—	7人

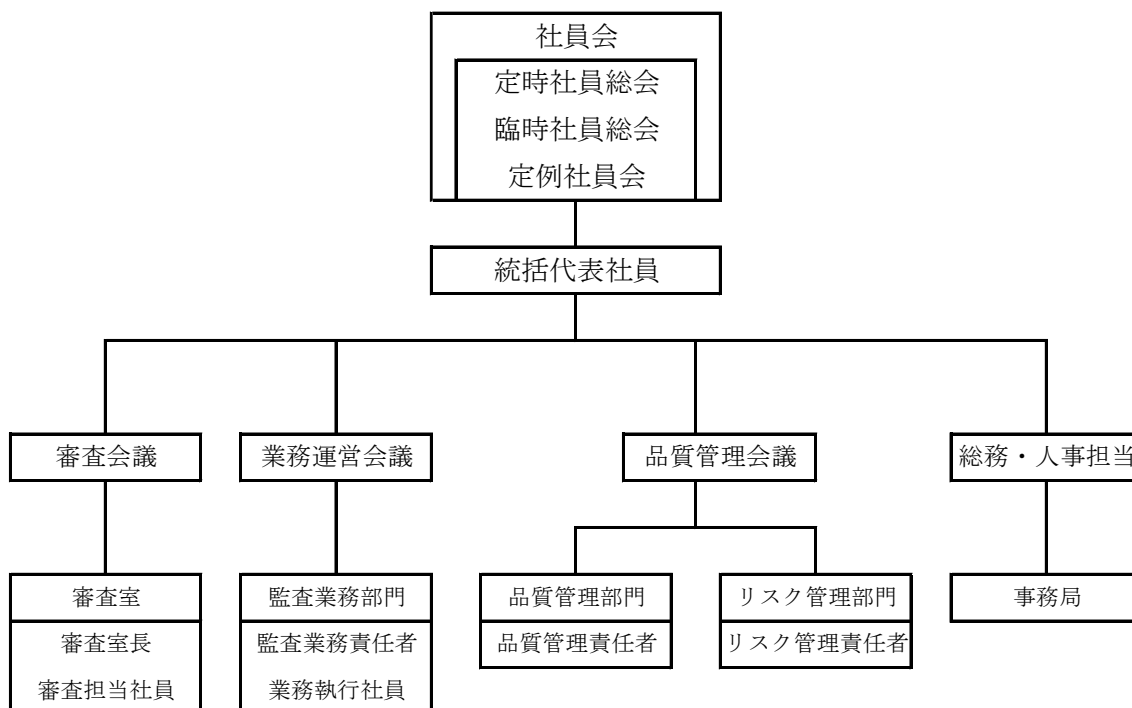
品質管理会議	品質管理の方針及び手続 の策定・改廃等の協議機関	7 人	—	7 人
--------	-----------------------------	-----	---	-----

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			会計士である使 用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 本部	千葉市中央区栄 町 42 番 11 号	7 人	—	7 人	23 人
(従) —	—	—	—	—	—

四. 監査法人の組織の概要

(2025 年 6 月 30 日現在)



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位:千円)

	第 50 期 (2023 年 7 月 1 日～ 2024 年 6 月 30 日)	第 51 期 (2024 年 7 月 1 日～ 2025 年 6 月 30 日)
売上高		
監査証明業務	224,127	215,752
非監査証明業務	17,990	13,740
合計	242,118	229,493

(注) 上記の売上高は、消費税等を抜いて表示しています。

六. 被監査会社等(大会社等に限る)の名称

- ・株式会社シー・エス・ランバー
- ・株式会社フューチャーリンクネットワーク
- ・東葉高速鉄道株式会社

以上